

15 児童・生徒会会則

第1条 この会は、栃木県立南那須特別支援学校児童・生徒会とします。

第2条 この会は、みんなが仲良く楽しい学校生活を送れるように話し合い助け合っ
ていくための会です。

第3条 この会には、本校の児童・生徒の全員が入ります。

第4条 この会の役員は、会長1名、副会長3名・書記3名（小学部1名・中学部
1名・高等部1名）で、みんなから選ばれ校長先生から委嘱されます。

第5条 この会には、全体会と委員会の2つがあります。

第6条 全体会では、児童・生徒会の活動について相談して決めます。

第7条 委員会には、保健委員、放送委員、体育委員、図書委員、給食委員、交通委員
があり、各委員会委員は本校の児童・生徒で組織し、各委員会の仕事や生活目標
について相談します。

第8条 この会の活動費用は、児童・生徒会でまかないます。
会費は月200円とします。

第9条 この会には指導の先生がいます。

第10条 この会で相談したことは、最後に校長先生が決めます。

付則 この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

平成21年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正